

『オセアニア教育研究』（『オーストラリア教育研究』含む）の電子アーカイブ化に伴う著作権の譲渡に関するお願い（公告）

2011年11月27日

オセアニア教育学会では、前身のオーストラリア教育研究会であった1994年より、研究年報として『オーストラリア教育研究』（創刊号～第2号）『オセアニア教育研究』（第3号～）を刊行してまいりました。刊行に際しては会員への頒布や関係機関への寄贈と共に、在庫の限りバックナンバーの販売を行い、研究成果の普及に努めて参りましたが、『オセアニア教育研究』の内外における学術的価値を今後さらに高めていくことを目的として、一定期間を過ぎたバックナンバーについては、電子アーカイブ化してWEB公開していく事といたしました。

バックナンバーのWEB公開にあたっては、『オセアニア教育研究』に掲載された個々の論文にかかる著作権（複製権および公衆送信権を含む）が、各著者から本学会に許諾または譲渡されていることが必要となります。この度の会則改正により、第18号以降の掲載論文に関しては著作権が本学会に帰属することになりましたが、第17号以前の掲載論文につきましては著作権の帰属が明らかでない状態となっております。

そこで今回、電子アーカイブ化・WEB公開を進めるにあたり、第17号以前の掲載論文につきましても著作権が本学会に帰属するよう、本公告をもって著者の皆様に「著作権の譲渡」をお願いする次第です。なお著作権の譲渡後も、著作者自身が自己の著作物を利用する際には、本学会の許諾は必要ありません。

この件に関しまして了承いただけない場合、あるいは不明な点がございました場合は、2012年3月31日までに、本学会事務局まで文書にてお申し出下さい。お示しした期限までにお申し出がない場合、ご了承頂けたものとさせていただきます。

本公告は本会会員全員にお送りし、本会ウェブサイト上にも掲載しますが、著者であって退会された等、本公告を期限内に知る機会がない場合等には、期限を過ぎましても柔軟に対応させていただきます。

オセアニア教育学会 事務局
mail@soes.sakura.ne.jp